審　査　基　準

平成 28 年 7 月 5 日作成

法　　令　　名：火薬類取締法
根　拠　条　項：第２５条第１項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 　火薬類取締法第２５条第１項・第２項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第５０条の２（猟銃用火薬類等の特則） 　火薬類取締法施行令第１２条（政令で定める火薬） 　猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第３条第２項・第３項、同第１１条（消費の許可の申請）、同第１２条（無許可消費数量）、同第１３条（申請及び届出の手続）
審　査　基　準： 　当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1)　人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2)　他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先： 　申請書は、消費地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：